



札幌市告示第 5153-3 号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 114 条の規定に基づき後期高齢者医療保険料の収納事務を委託したので、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）第 33 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年 11 月 30 日

札幌市長 秋元 克広



- 1 委託を受けた者  
収納代行業者  
株式会社 電算システム
- 2 委託した収納金の種類  
後期高齢者医療保険料及び延滞金
- 3 委託期間  
令和 5 年 11 月 29 日～令和 9 年 5 月 31 日  
ただし、令和 5 年 11 月 29 日から令和 6 年 5 月 31 日までは準備期間とする。
- 4 収納事務を行う場所  
下記に定めるコンビニエンスストア本部における全国直営店及びフランチャイズ契約を締結する加盟店並びにスマートフォン決済事業者が提供する電子決済サービス
  - (1) コンビニエンスストア本部  
株式会社セブン-イレブン・ジャパン  
株式会社ローソン  
株式会社ファミリーマート  
山崎製パン株式会社  
ミニストップ株式会社  
株式会社ポプラ  
株式会社セコマ  
株式会社しんきん情報サービス
  - (2) スマートフォン決済事業者  
PayPay 株式会社  
LINE Pay 株式会社  
株式会社みずほ銀行  
株式会社 NTT ドコモ  
KDDI 株式会社